

令和5年11月1日
四国電力株式会社

伊方発電所3号機 高経年化技術評価に係る原子炉施設保安規定の変更認可申請について

当社は、2024年12月15日に運転開始から30年を迎える伊方発電所3号機について、原子炉等規制法に基づき、高経年化技術評価を実施し、その評価結果をもとに運転開始後30年以降の10年間に実施すべき追加的な保全内容を取りまとめた長期施設管理方針を策定しました。

本日、本方針を原子炉施設保安規定に反映させるため、原子力規制委員会に当該保安規定の変更認可申請を行いました。

当社は、今後行われる同委員会の審査に適切に対応するとともに、伊方発電所の更なる安全性・信頼性向上に向けて不断の努力を重ね、一層の安全確保に万全を期してまいります。

(添付資料)

- ・ 伊方発電所3号機 高経年化技術評価および長期施設管理方針の概要

以上

伊方発電所3号機 高経年化技術評価および長期施設管理方針の概要

今回の高経年化技術評価は、原子炉等規制法に基づき、原子力発電所の運転開始後30年を経過する日までに、安全機能を有する機器・構造物に対して、経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価結果に基づき、30年以降の10年間に実施すべき施設管理に関する方針（長期施設管理方針）を策定するものです。

具体的には、伊方発電所3号機の安全機能を有する機器・構造物等を対象とし、これまでの点検・保全実績等の運転経験や最新知見等を踏まえ、現時点で経年劣化事象が発生していないか、今後の運転で経年劣化事象が発生する可能性がないかを評価しました。また、経年劣化事象が発生する可能性があるとして評価された機器・構造物等について、現状の保全活動で長期的に安全性が確保されるかを確認するための評価を行いました。

評価の結果、安全機能を有する機器・構造物等は、現在行っている保全活動の継続及び一部の機器に追加的な保全策を講じることで、プラント全体の健全性が長期的に確保されることを確認し、当該保全策を長期施設管理方針として取りまとめました。

長期施設管理方針	
実施内容	実施時期
原子炉容器の中性子照射脆化 [※] について、第3回監視試験の実施計画を策定	運転開始後30年以降の10年間
原子炉容器等の疲労割れについて、実績過渡（原子炉起動・停止等）回数が推定過渡回数を上回らないことを継続的に確認	

※ 原子炉容器等の鋼材が長期的に中性子を受けることで鋼材が脆くなること。

[参考] 高経年化技術評価および長期施設管理方針の策定フロー

